

訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション
運営規定

医療法人社団 純正会 東大泉病院

(事業の目的)

第1条

医療法人社団 純正会が開設する医療法人社団 純正会 東大泉病院(以下「事業所」という。)が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態)にある居宅要介護者に対し(主治医がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション(介護保険法第8条第5項)を行う。

(運営の方針)

第2条

1. 訪問リハビリテーションの提供(介護予防も含む)にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、住宅環境の評価や介護力を踏まえ、居宅介護支援事業者やその他サービス提供事業者と協働して、要介護支援者の環境整備を行うこととする。
3. 事業の実施にあたっては関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称:医療法人社団 純正会 東大泉病院
- (2) 所在地:東京都練馬区東大泉 7-36-10

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(医師)

管理者は従事者の管理及び指定リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

理学療法士、作業療法士、言語療法士、いずれかの職種：1名以上

従事者は医師の指示・訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき居宅を訪問し、利用者に対して適切な指定訪問リハビリテーション等を提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

土日を除く、月曜日から金曜日までの週5日間とする。ただし、国民の休日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時から午後5時までとする。

(事業の内容)

第6条

主治医の指示に基づき、利用者の心身機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)を作成するとともに、サービスを提供する。また、主要な事項及び内容については、利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(サービス実施範囲)

第7条

通常の事業の実施地域は練馬区域で当院よりおおよそ半径2km区域とする。

練馬区東大泉1丁目～7丁目、練馬区南大泉1丁目～6丁目、練馬区西大泉1丁目～2丁目、練馬区石神井台6丁目・8丁目

(費用)

第8条

(1) 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(別紙)とし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(2) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

① 通常の事業実施地域を越えた地点から、1kmにつき 20 円とする。

(3) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(サービス利用時の緊急時の対応)

第9条

利用者の急激な体調の変化等、利用者の身体に関する不測の事態に起因して生じる異常事態とサービス実施を原因とする事故について、その状況を正しく見極め、適切に対応する。

(非常災害対策)

第10条

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情・相談)

第11条

利用者からの苦情・相談に対しては以下の窓口を設け、随時関係各所の責任者が対応する。

当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

医療法人社団 純正会 東大泉病院

東京都練馬区東大泉 7-36-10 03-3924-5820 担当:事務長

受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～16:00

(その他運営についての留意事項)

第12条

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 純正会 東大泉病院が定めるものとする。
3. 当事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4)前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条

1. 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

附 則

この規程は、2025 年 2 月 1 日から施行する。

【訪問リハビリテーション】

(2025 年 2 月現在)

1 回につき (20 分)	3,410 円/回	左記料金は <u>1 回 (20 分)</u> あたりのご利用金額となります。
医師が利用者又はその家族に説明した場合	270 円/月	<u>1 ヶ月に一回のみ加算されます。</u>
短期集中リハビリテーション実施加算	222 円/日	退院・退所後または認定日から 1 ヶ月以上、 3 ヶ月以内の方
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 円/日	<u>1 週間に 2 日を限度</u> として加算されます。
退院時共同指導加算	6,000 円/回	事業所職員が退院前にカンファレンスに参加し、 退院時共同指導を行いリハビリテーションの計画 を作成した場合、 <u>1 回のみ</u> 加算されます。

【介護予防訪問リハビリテーション】

(2025 年 2 月現在)

1 回につき (20 分)	3,300 円/回	左記料金は <u>1 回 (20 分)</u> あたりのご利用金額となります。
短期集中リハビリテーション実施加算	222 円/日	退院・退所後または認定日から 1 ヶ月以上、 3 ヶ月以内の方
介護予防リハビリテーション長期利用減算	300 円/回	<u>利用開始日から 12 ヶ月を超える場合</u> 、 減算されます。
退院時共同指導加算	6,000 円/回	事業所職員が退院前にカンファレンスに参加し、 退院時共同指導を行いリハビリテーションの計画 を作成した場合、 <u>1 回のみ</u> 加算されます。